

《研究ノート》

## 農福連携における発達障害者の就農の現状と今後の課題

－ A 農園のインタビュー調査の分析から －

Current State of Employment of Persons with Developmental Disorders in A Collaboration between Agriculture and Social Welfare and Its Future Tasks: Analysis Form Interview Research in Farm A

長野大学社会福祉学部 合田 盛人  
Morihito GOUDA

### はじめに

障害者の雇用問題に関して、厚生労働省は、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「地域共生社会の実現」<sup>1</sup>の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があるとして、2018（平成30）年4月1日から障害者の法定雇用率を引き上げた。法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上となった。農業分野においては、農福連携<sup>2</sup>により障害者雇用が増進することが期待される場所である。

障害者雇用実態の調査として、2013（平成25）年に日本標準産業分類（2007年11月改定）に基づく18大産業に属する常用労働者5人以上を雇用する民営事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象とした調査が実施されている<sup>3</sup>。5年後の2018（平成30）年には、初めて、発達障害者についても他の障害と同様の調査が行われている<sup>4</sup>。その報告によれば、従業員規模5人以上の事業所に雇用されている障害者数は82万1,000人で、そのうち発達障害者が3万9,000人である。発達障害者の今後の雇用方針について「積極的に雇用したい」が5.5%、「一定の行政支援があった場合雇用したい」が14.4%、「雇用したくない」が22.0%、「わからない」が58.2%で、雇用に前向きな事業所は2割を超えな

い現状である。同報告では、発達障害者を雇用しない理由は「当該障害者に適した業務がないから」が82.6%、次いで「職場になじむのが難しいと思われるから」が29.2%、「施設・設備が対応していないから」が26.3%となっている。

現状では、発達障害者の雇用促進は困難であるとしても、障害者に適した業務に関して言えば「農業はその作業の多さから、障がいのある人を含めて、いろいろな人が関わり合える職業」といわれている（近藤、2015）<sup>5</sup>。牛野ほか（2007）が、今後農業での障害者雇用を促進するための提案として「農家も、成功事例を知ることで受け入れやすくなる。雇用の存在自体を知らない農業者が多いが、成功事例を知らればやってみようという農業者も増えよう」<sup>6</sup>と述べている。なかでも発達障害者の一般就農の現状や課題が明確になれば、近藤（2015）の見解からみるに、農業が発達障害者雇用の成長産業となる可能性は高いと考えられる。

農福連携に関する全国調査としては、2013（平成25）年度に特定非営利活動法人日本セルフセンターが、全国の障害者就労支援施設約1,700か所へ実施したアンケート調査の結果と、農福連携の優良モデルとなる施設へ実施した現地調査の結果がある<sup>7</sup>。その後、2017（平成29）年に一般財団法人地方自治体公民連携研究財団が、全国の就労継続支援B型事業所から無作為抽出した3,000事業所における生産活動の内容及び農業の実施状況並びに上記プロジェクトの実施状況を調査し農

福連携の実態を報告している<sup>8</sup>。これらはいずれも障害者福祉施設等を対象にした調査である。全国規模で障害者福祉施設による農福連携の取り組みを研究することは重要であるが、地域で在宅生活をおくり一般就農する障害者とその雇用者の2つの立場を対象とした研究が十分に行われることも必要である。そこで、上記に関する論文検索を行ったところ、その研究報告は多くみられない。特に、発達障害者の就農については、塩田(2018)による長期的な農業参加促進のサポート体制構築に関する1件<sup>9</sup>のみである。

以上のことから、本研究は、障害者福祉施設等の利用者ではなく地域で生活する発達障害者が就農している事例を調査し分析するものである。この研究は、今後、発達障害者の受け入れを検討する農家や農業法人等にとっても貴重な情報のリソースとなり得ると考えられる。

## 1. 研究の目的および方法

### 1-1 研究の目的

本研究では、障害者福祉施設等を利用しないで地域生活をおくる発達障害者(以下、当事者)が、農家等(以下、雇用者)に就農している事例において、当事者と雇用者の双方へ聞き取り調査を行い、その現状と課題を明らかにするものである。

### 1-2 研究の方法

#### (1) 調査対象

本研究の調査対象者は、就農における雇用者と当事者であるが、農家等が障害者を雇用(受け入れ)しているという情報を一般に公表することはまずあり得ない。従って、調査対象者を抽出することは極めて難しく、全国規模での調査の実施も現実的ではない。前述の事情により、調査対象者については、縁故法による抽出を行い、事前の研究趣旨に同意が得られた雇用者と当事者を調査対象者とした。

#### (2) 調査方法

調査開始前に、調査対象者へ書面と口頭にて調

査説明を行い、同意が得られた雇用者と当事者の両者に個別の半構造化面接を実施した。まずは、雇用者と当事者の基本情報に関する質問項目を聞き取った。さらに雇用者へ、農研機構農村工学研究所が農林水産省から受託した「農業法人等による障害者雇用の円滑な定着に関する調査研究」の調査結果に基づき作成された「農業分野における障害者就労マニュアル」にある「指導方法・支援方法」を参考に作成した選択式質問「発達障害者が就農継続できるように以下の工夫をしていますか(13項目)」を聞き取った。その後、自由回答式質問として、雇用者に対しては「発達障害者を受け入れしてよかったことはどういうことですか」「発達障害者の受け入れについて今後の課題はどういうことですか」を、当事者に対しては「この農園で作業を始めてよかったことはどういうことですか」「この農園で作業を始めて困っていることはどういうことですか」「今後について考えていることはありますか」を聞き取った。

聞き取りにかかる時間は、それぞれ1時間程度とした。聞き取りの実施には、調査対象者に事前に質問項目を読んでもらってから聞き取りを行った。聞き取りの記録については、手書きのメモと記録をより正確にするという目的でICレコーダーを使用した。

#### (3) 調査時期

20●●年11月とした。

#### (4) 分析の方法

本研究で行った調査の回答について、社会を効果的に読み解く技法(西山ほか2013)<sup>10</sup>を参考に質問項目ごとの回答を整理し、当事者が就農している事例において、その現状と課題を明らかにするという方法を用いた。

分析結果については、質的研究における匿名性、妥当性を高めるために、聞き取り内容を文字に変換した後に調査対象者に発言内容が正しいかどうかを確認してもらった。

#### (5) 倫理的配慮

調査対象者には、書面と口頭によって、本研究の主旨を説明した。仮に、調査協力をしない場合

であっても、職場での勤務成績には何ら影響しないことを説明した。個人情報漏洩の予防対策としては、以下の4点について特に厳守した。①論文等で記載する固有名詞はアルファベット化し、聞き取りした年は「20●●年」と表記した。②聞き取りの回答については、逐語記録を用いない。③ICレコーダーのデータを本研究終了後に処分することを誓約する。④学会等への発表原稿については、特に①と②が厳守されているか、調査対象者に事前に確認をしてもらい、調査対象者に不利益を及ぼすおそれがあると考えられる記述については、削除や内容の主旨にそれない範囲で加筆等の修正を行う。

なお、障害（知的・精神・身体・その他）のある方を研究対象とするため、調査対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性があり、個人の本質に関わる情報を収集する調査であることから、長野大学倫理審査委員会承認（承認番号：2018-001）に準拠して調査を行った。

## 2. 調査結果

### 2-1 回答者数

X県内の農業経営体から雇用者1名と当事者1名の聞き取りが得られた。

### 2-2 調査対象の基本属性

#### (1) 農業経営体の概要

回答が得られた農業経営体の概要は以下のとおりであった。農業経営体の種類は、農家個人経営で、開設年月は2005年4月であった。従業員数は8名で、うち当事者数は1名であった。農地は面積200aで20カ所であった。事業内容（産業）は1次産業で、主たる収入源となる生産農作物は、ズッキーニ、インゲン、モロッコいんげん、小松菜、ハウレン草で、農法は無農薬有機肥料であった。資本金は自己資金で、売上高（年）は1,700万円程であった。

#### (2) 雇用者の基本属性

回答が得られた雇用者の基本属性は以下のとおりであった。年齢は40歳代、性別は男性、役職は代表であった。この職場以前の農業経験は、農業研修が2年間で、この職場以前の福祉経験は無しであった。

#### (3) 当事者の基本属性

回答が得られた当事者の基本属性は以下のとおりであった。年齢は30歳代、性別は女性、障害や疾病の程度は、発達障害（聴覚の感覚過敏）、精神障害者保健福祉手帳2級であった。雇用形態は農業体験（有賃金労働に至っていない）であった。この職場の勤務年数は春期・秋期を2シーズンであった。この職場以前の農業経験（年数）は祖父の家庭菜園の手伝いを3、4回程度であった。

#### (4) 当事者の受け入れについて

雇用者から得られた当事者の受け入れについての回答は以下のとおりであった。採用条件の「有無」については「有」で、具体的には「当事者との面談で決めた」であった。給与支払いについては「無し（農業体験）」であった。当事者が担当している作業内容については「野菜の収穫と出荷など様子を見ながら多岐にわたる」であった。当事者の受け入れを始めた理由については「県外のクリニックから紹介があり、農業経営との折り合いをつけられると判断し受け入れをした」であった。当事者の受け入れに関する助成制度・支援制度の活用については「農業インターンシップ制度（受け入れ時から6週間）を利用した」であった。

「発達障害者が就農継続できるように以下の工夫をしていますか（13項目）」の質問に対しては以下の回答があった。①職場ルールの明示については「有」の回答があり、具体的には「その都度、口頭説明する」であった。②障害特性の把握については「有」の回答があり、具体的には「当事者との面談、仲介者からの情報提供から」であった。③把握した特性を職場内で共有については「有」の回答があり、具体的には「必要とされる情報については共有する」であった。④作業工程の分割については「有」の回答があり、具体的には「そ

の人の特性、得意に合わせて調整している」であった。⑤分割した作業を1日の作業に組み立てについては「有」の回答があり、具体的には「職員全体で完成するようにしている」であった。⑥言葉では理解しづらい作業の指示方法については「有」の回答があり、具体的には「絵に描いたり、長さをあてがうことをしたり、実際に作業をしてみても見本を示す」であった。⑦気軽に相談できるような体制づくりについては「有」の回答があり、具体的には「受け入れ当初は、こちらから話し掛ける」であった。⑧当事者に合った作業については「有」の回答があり、具体的には「その人の特性、得意に合わせて調整している」であった。⑨当事者に合った配属先については「有」の回答があり、具体的には「その人の特性、得意に合わせて調整している。当事者に聴覚の感覚過敏があるので、物音のしない部署へ配属する」であった。⑩当事者の労力を活用した経営計画の作成については「有」の回答があり、具体的には「丁寧な作業をしてくれるので、作業の一員として考えている」であった。⑪建物などハード面での環境整備については「有」の回答があり、具体的には「宿舎ではできるだけ当事者本人の希望に沿った部屋を用意して物音が少ない環境を用意している」であった。⑫人間関係などソフト面での環境整備については「有」の回答があり、具体的には「職員数が少なく人間関係にあまり負担のない時期の受け入れを提示している。一人作業を用意したり、ペアリングを考慮したりしている」であった。⑬適切な補助器具の用意については「無」の回答があり、具体的には「身体能力には問題はない。聴覚の感覚過敏については、当事者本人が耳栓やノイズキャンセリングヘッドフォンを持参している」であった。⑭その他については「有」の回答があり、具体的には「受け入れ当初は、当事者が出来ること増やしたり体力がつくようにしなければならぬと気負っていたところもあったが、今では無理なく着実にすすめていくように考えている。お互いにストレスを回避できる方法を模索している。副代表(妻)が、保育士・社会福祉士・社会福祉

主事任用資格・園芸療法士初級を取得しており、養護学校や福祉施設での勤務経験があるので、その経験をもとに日常の中で当事者に関するアドバイスももらっている」であった。

受け入れてよかったことについては「昨年から受け入れを始めて、農作業を確実に丁寧にこなしてくれて助かっている。本人も元気に活き活きと活動している様子であり、また、父親からは、農業体験以前と以後で当事者に変化があり、夢のようだと感じており、すごく大きな第一歩になったと喜んでいてというのを聞いて、お役に立てたことがよかった。当事者本人もこれからどうしたらいいか前向きに考えてくれていることに、こちらもありがいを感している。設備維持の点で、宿舎が冬から春先に利用する者が減って、空き部屋が多くなり建物として活用できていない状況になってしまうところを、当事者が来てくれることで少しでも活用できることになる。冬期の寒いときに薪ストーブを炊いておくことで凍結を防ぐことにもなる。当事者を受け入れる前は、シーズンのオンオフがはっきりとしていたが、当事者が来てくれたことでオンオフの間の移行期間(準備期間)ができるようになった」であった。

今後の課題については「農業経営体として経営基盤が不安定であるので、その問題点を克服して受け入れ体制を取っていききたい。受け入れることにやりがいを感しているので、ワンシーズンに1人ないし2人を受け入れられる方法を構築していきたい。受け入れの紹介経路の部分も明確にしていきたい。はっきりとした障害のある方に対応する福祉的な施設というよりは、農業経営体の中で軽度の障害の方やグレーゾーンの方に対して、農業を通して気づいたら成長していた、もしくは本人にとってプラスとなる準備ができるようなことをしていきたい。現在受け入れている当事者は聴覚の感覚過敏によって作業が中断してしまうこともあるので、期待の基準をあまり高く掲げないようにして、できることで良しとしていく。当事者から車の運転もしてみたいという要望があったが、農業経営体としてできることとできないこと

を見極めていかなければならない。当事者も含め発達障害者の方に対しては、農作業を細分化してマニュアルを作成する必要がある。例えば、水菜の出荷作業の場合、手順を細分化することで、当事者も作業手順を覚えやすくなるし、集団ではなく一人で作業ができる状況にもなる。マニュアルの説明には文章だけではなく絵も用意しておくことが必要だと考えている。副代表（妻）が福祉施設で障害者の農業部門を担当していたことがあり、この農園でもその経験を活かして専門的な知識や技術を活用してもらいたい」であった。

##### (5) 当事者の就農について

当事者から得られた就農についての回答は以下のとおりであった。1日の勤務時間については「午前2時間と午後2時間の4時間」であった。通勤方法については「宿舎を利用（宿泊）」であった。主な業務内容については「春期は畑の畝づくりと野菜の収穫と出荷、秋期は野菜の収穫と出荷と畑の後片付け」であった。月収については「給与は無い（有賃金労働には至っていない）」であった。この農園で作業を始めた理由については「大学を卒業した後、アルバイトなどをしたが雑多な音声が気になり、その状況に長時間居ることが耐えられない症状があるので、仕事が長続きしない。自宅に居る期間が十数年間あった。自宅から外に出て、親元を離れて生活していくには、自分にできることからしてみたいという気持ちがあった。一昨年から通院を始めた病院の精神保健福祉士から、この農園について農園の代表者が、いろいろな症状を持った方を受け入れ、いきなり無理なことをさせずに、理解のある方だということで紹介された。以前から、にぎやかな都会よりも静かな自然のあるところに行きたいという希望もあった」であった。

この農園で作業を始めてよかったことは「この農園の代表者やメンバーが、聴覚の感覚過敏について伝えたところ、とても理解がある方々であった。生活空間でもそうだが、作事中に苦手な音が発生したときに、そのことに耐えて仕事をしていると精神的にダメージを受けるのでその場から離

れなければならないが、そのことを話せば違う場所での作業を用意してくれたり、車の中で待機させてくれたりとすぐに配慮してくれるのでありがたい。自分のペースでいろいろな作業が体験できた。一般企業であれば、短時間で多くの作業をこなすことが求められると思うが、そのようなことはなく、無理のないペースで作業をさせてくれることがありがたい。家に居たときは、家族と病院の医師等としか接触がなかったが、それ以外の方とあいさつをしたり、仕事上の話をしたりとふれあう機会ができた。全体の8割ぐらいは一人で過ごし、あとの2割で人とあいさつをしたり、簡単な会話をするというのが自分には合っている。適宜、このことをこの農園の方々には伝えている。自分のペースに合ったかわり方をしてくれるので、ここはいいところだと思う。この環境が、自然がとても豊かで空気もきれいで、近隣に住宅も少なく交通騒音も無く、全体的にのどなか雰囲気がありとてもいい。都会のスーパーマーケットでみる野菜よりも無農薬有機肥料で育ったこの野菜は活きがいいし味もとてもよい。体にもいい影響があるように思う」であった。

この農園で作業を始めて困っていることは「春先は私一人であるが、その後二人三人とメンバーが増えて、農繁期には人手が必要になってくる。そうすると宿舎を利用する人も増えてくるので賑やかになってくる。その時期にはここを離れなければならない」であった。

今後について考えていることは「今の状況では賃金を貰えるような働きにはなっていない。できれば年金だけに頼らないで、もう少し自分で収入が得られるようなことができれば、もっといいのではないかと考えている。ただ、作業場などで人が居るところではいろいろな音がして仕事が続けられないという自分の症状を考えると、一般就労という形ではなく家で一人で出来る作業で収入があればいいと思う。通勤しないで家で出来る仕事の見つけ方がわからない。集団の中で合わせられなかったり、苦手な音がしたりしても無理に作業を続けなくてもいいという理解のあるこの農園

のような職場がもっとあればありがたい。社会全体が理解あるようになってもらいたい」であった。

### 3. 考察

まずは、雇用者から得られた「発達障害者が就農継続できるように以下の工夫をしていますか(13項目)」の回答を読み解いていく。13項目のうち雇用者が「有」と回答したのが、①職場ルールの明示、②障害特性の把握、③把握した特性を職場内で共有、④作業工程の分割、⑤分割した作業を1日の作業に組み立て、⑥言葉では理解しづらい作業の指示方法、⑦気軽に相談できるような体制づくり、⑧当事者に合った作業、⑨当事者に合った配属先について、⑩当事者の労力を活用した経営計画の作成、⑪建物などハード面での環境整備、⑫人間関係などソフト面での環境整備の12項目と⑭その他についてであった。13項目のうち92%にあたる12項目と13項目以外のその他においても工夫がされていることがわかった。「無」の回答であった⑬適切な補助器具の用意については、具体的に「身体能力には問題はない。聴覚の感覚過敏については、当事者本人が耳栓やノイズキャンセリングヘッドフォンを持参している」であり、身体障害をともなっていないこと、当事者本人の自助があり、雇用者側に特別の工夫を要していないことがわかった。

前述の「平成30年度障害者雇用実態調査結果」<sup>11</sup>によると、発達障害者の雇用に前向きな事業所は2割を超えない現状で、今回の調査対象であるA農園では、発達障害者を受け入れるにあたって、雇用者によって当事者が抱える聴覚の感覚過敏などの問題に対してさまざまな工夫がなされていること、その工夫は農園内メンバー間や作業内容の職場環境だけではなく、宿舎での生活面や心身の状況への配慮など多方面で工夫がされていることがわかった。

当事者から「この農園で作業を始めてよかったことはどういうことですか」という問いに対して、A農園の代表者やメンバーが自分の症状につい

てとても理解があった、無理のないペースで作業をさせてくれることがありがたい、自分のペースに合ったかわり方をしてくれるなど感謝の回答があり、さまざまな工夫の効果があらわれていた。対する雇用者からも「発達障害者を受け入れしてよかったことはどういうことですか」という問いに対して、農作業を確実に丁寧にこなしてくれて助かっている、本人が元気に生き活きと活動している、これからどうしたらいいか前向きに考えてくれている、父親も喜んでいるというのを聞いてよかったなど感謝の回答をしている。調査結果から、当事者と雇用者の双方に利益(Win-Win)があるということがわかった。そして、双方に利益があることはもとより、受け入れが継続していることで相互にまた当事者の家族に感謝の気持ちを持っていることがわかった。

当事者から「この農園で作業を始めて困っていることはどういうことですか」の回答で、農繁期には宿舎を利用する人と物音が増えてくるので農園から実家に戻るといことがあげられている。しかし、「今後について考えていることはありますか」の回答で、発達障害に理解のあるこの農園のような職場がもっとあればありがたいといことがあげられていることから、農繁期の物音は止むを得ないこととして捉えていると推察される。

今後の課題として、雇用者からは、よりよい受け入れをめざして経営の安定化、作業内容のマニュアル化、福祉専門職の知識と技術の活用があげられた。特に、マニュアル化については、「農業分野における障害者就労マニュアル」<sup>12</sup>には、就労受入れまでの流れ、受入れ・訓練事例、支援方法などのマニュアルは記載されているが、この農園代表者が取り組もうとしている栽培品目ごとの作業手順を細分化した説明文や絵などは記載されていない。一般就労において、言語化や視覚化した手順がいつでも確認できるよう、マニュアルや作業手順書を作成することが有効であると考えられる。ましてや聴覚の感覚過敏に特化したマニュアルができたとしたら、当事者の就農促進に大いに貢献するものと考えられる。当事者からは、

年金以外の収入を得るために、自分の特性に合った仕事に就きたいという希望があるが、そのような仕事の見つけ方がわからないでいる。当事者への情報提供のあり方が喫緊の課題であることがわかった。社会環境として、A農園のような職場が増え、発達障害に理解のある社会になることを望んでいる。当事者の意見からも、「地域共生社会の実現」が単なる理念におわることなく、その実現に向けて尽力されなければならないことが示唆された。

塩田は「障害者が農作業を行うことは、就労面だけでなく、精神面、身体面、社会参加の面など多くの利点が挙げられる」と述べている<sup>13</sup>。A農園では当事者を受け入れるにあたり、当事者の特性を把握し当事者のペースに合った無理のない人とのかかわり、作業内容、生活環境などが提示できるようにさまざまな工夫がされていた。当事者が落ち着ける自然環境にも恵まれており、無農薬有機農業による野菜に触れ、食することで心身にも好影響があると考えられる。A農園での農業体験が、人とのかかわり、就労の訓練となって、社会参加や次へのステップを考える機会となっている。当事者への情報提供のあり方についても病院の精神保健福祉士による紹介でA農園とつながった。総じて、A農園では発達障害者を対象とした農福連携が成功している事例だといえるであろう。

## おわりに

本研究では、地域で在宅生活をおくる発達障害者が農家に就農している事例において、当事者と雇用者の相互に聞き取りを行い、その現状と課題を明らかにすることを試みた。調査結果から、当事者と雇用者の双方に利益（Win-Win）があるということがわかった。どうして双方に利益があるのか。それは受け入れするにあたって、雇用者によって当事者が抱える聴覚の感覚過敏などの問題に対してさまざまな工夫がされていること、その工夫は農園内メンバー間や作業内容の職場環境だ

けではなく、宿舎での生活面や心身の状況への配慮など多方面でされていること、当事者にも真摯な作業態度や今後の生活についての意欲があり努力していることがあげられた。そして、双方に利益があることはもとより、就農が継続していることで相互にまた当事者の家族に感謝の気持ちを持っていることがわかった。

また、今後の課題として、雇用者がよりよい受け入れをめざして経営の安定化、作業内容のマニュアル化、福祉専門職の知識と技術の活用を検討していることがわかった。当事者としては、年金以外の収入を得るために、自分の特性に合った仕事に就きたいという希望があるが、そのような仕事の見つけ方がわからないでいる。社会環境として、A農園のような職場が増え、発達障害に理解のある社会になることを望んでいることがわかった。

最後に、本研究にはいくつかの課題も残されている。第一に、データ数の問題である。研究対象である1組の農業経営体から収集したデータで、研究対象地域も1県内に限定したものであり、十分なデータ数ではなかった。第二に、本調査は当事者の農業体験を受け入れた事例であり、雇用契約には至っていないケースであった。雇用契約にもとづき就農した事例も調査しなければならないと考えている。他いくつかの課題があり、今回の研究結果をもって一般化したとは言い難く、まだまだ集積しなければならないことが数多くある。これらの課題については、今後の研究に期することとしたい。

## 【謝辞】

本研究について、業務ご多忙のところ聞き取り調査にご協力いただいた雇用者および当事者の皆様には心より感謝申し上げます。また、調査対象者をご紹介いただいた関係各位に感謝申し上げます。

## 【注】

- 1 厚生労働省ホームページ「地域共生社会の実現に向けて」

- (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html/2019.09.13>)
- 2 厚生労働省ホームページ「第2回農福連携等推進会議」  
(<https://www.mhlw.go.jp/photo/2019/06/ph0604-01.html/2019.06.16>)
  - 3 厚生労働省ホームページ「平成25年度障害者雇用実態調査結果」  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000068921.html/2019.11.12>)
  - 4 厚生労働省ホームページ「平成30年度障害者雇用実態調査結果」  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05390.html/2019.11.12](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05390.html/2019.11.12))
  - 5 近藤龍良『農福連携による障がい者就農』創森社、2015年、21頁。
  - 6 牛野正ほか「農業における知的障害者雇用に関する一考察」『農村計画学会誌』第25巻第4号、2007年、561頁。
  - 7 特定非営利活動法人日本セルフセンター「農と福祉の連携についての調査研究報告」2014年。
  - 8 一般財団法人地方自治体公民連携研究財団「農福連携推進事業等の効果等に関する調査報告書」2017年。
  - 9 塩田琴美「長期的な農業参加促進のための知的障害者・発達障害者に対するサポート体制構築の重要性」『アグリバイオ』第2巻4号、2018年、408-410頁。
  - 10 西山敏樹・鈴木亮子・大西幸周『データ収集・分析入門—社会を効果的に読み解く技法』慶応義塾大学出版、2013年。
  - 11 上掲書<sup>4</sup>
  - 12 農林水産省経営局・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所「農業分野における障害者就労マニュアル」2009年。
  - 13 上掲書<sup>9</sup>、92頁。

## 【参考文献】

- 角谷勝己「障害者就労支援の現状と課題」『生涯発達研究』愛知県立大学生涯発達研究所、第10号、2018年、25-37頁。
- 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定『地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)

## 【概要】

- (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html/2018.12.13>)
- 厚生労働省・農林水産省『「農」と福祉の連携 福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～』(<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html/2018.11.06>)
- 合田盛人「農福連携による地域共生社会の実現に関する一考察—農家等の雇用者と従業員への聞き取り調査から—」『環境福祉学研究』2019年、第4巻第1号、29-39頁。
- 近藤龍良『農福連携による障がい者就農』創森社、2015年、29頁。
- 濱田健司『農福連携の「里マチ」づくり』鹿島出版社、2016年、86頁。
- 日和恭世「ソーシャルワーク研究におけるテキストデータ分析に関する一考察」『評論・社会科学』同志社大学社会学会、2013年、第106号、141-155頁。